

『大越史記全書』と綱目体

平塚 順良*

(受付 2023年4月28日)

一、はじめに

『大越史記全書』は、漢文で記されたベトナムの編年史である。ベトナムの正史であり、歴代多くの官僚がその編纂に携わり、相応の権威をまとった書物だといえる。現存する『大越史記全書』の版本で最も古いと目されるのは通称正和本¹⁾である。この正和本を底本として、各種版本を校合したものに陳荊和編校『校合本大越史記全書』²⁾(以下、陳本と略称する)がある。この陳本の完成によって、正和本を底本とする範囲についてテキストの整理はすでに完了している³⁾。その後、孫曉主編『大越史記全書』⁴⁾(以下、孫本と略称する)が新たに出版されたが、校正が行き届いておらず⁵⁾、用いるべきではない。現状の『大越史記全書』研究は、やはり陳本を基礎として進めていかなければならない。

陳本の完成によって、『大越史記全書』を歴史資料として用いることが容易となった。こうして歴史考証の材料として、その条文が一部引用されることは増えた。しかし、『大越史記全書』を通読して、それ特有の叙述方法について考察することはおろそかにされてきたと言える⁶⁾。『大越史記全書』の叙述方法を明らかにすることは、歴史考証で断片的に引用される条文の読解にも影響を与えることになる。読解の変更を迫られることによって、『大越史記全書』を用いた歴史考証もその結論がゆらぐ可能性がある。

今回明らかにしようとするのは、以下の通りである。『大越史記全書』の条文は、その上表によれば『春秋』経伝を模範としていることになるが、直接には『資治通鑑綱目』を模範と

* 広島修道大学

- 1) 正和本は、『Đại việt sử ký toàn thư』NXB Văn Học・2017年に影印されている。
- 2) 東洋学文献センター叢刊第42・44・47輯，東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター・1984-1986年
- 3) 『大越史記全書』の版本系統については、陳本の「解題 大越史記全書の撰修と伝本」に詳しい。
- 4) 孫曉主編『大越史記全書』西南師範大学出版社／人民出版社・2015年
- 5) 孫本の校正がいかに行き届いていないかは、たとえば拙訳「訳注大越史記全書(2)巻首」、『経済科学研究』25(2)，広島修道大学ひろしま未来協創センター・2022年の【注4】を見ると分かる。
- 6) たとえば、葉少飛「越南正和本《大越史記全書》編撰体例略論」、『域外漢籍研究集刊』第10輯，中華書局・2014年は、巻数や外紀・本紀・実録・続編などの部立てについて議論するが、叙述方法には言及しない。また葉少飛「《大越史記全書》的成書、雕印与版本」、『形象史学』2020年2期・社会科学文献出版社は、版本系統について整理したもので、叙述方法は分析しない。

し、まず大綱があり、その後に細目が続く体裁を採る。これについて『大越史記全書』から具体例を挙げながら考察したい。綱目という叙述方法を念頭に置いて、『大越史記全書』の条文を読解することで、前後の因果関係を読み誤らず、その文脈を十全に理解することが可能になるだろう。また『大越史記全書』は、もともと大綱を大書し、細目を分注としていたことにも言及する。現在の正和本では、大綱も細目も大書しており、正和本に至るまでのどこかで改変がおこなわれたはずである。

またここで、今回の検証範囲について確認をしておきたい。『大越史記全書』は外紀・本紀・実録・続編に分かれる。『大越史記全書』の中心をなすのは、やはり本紀であるから、今回は本紀を議論の対象としたい。また本紀の中でも、特に李紀であれば三卷分と適度な分量である上、『大越史記全書』との関連が指摘されている『大越史略』⁷⁾と条文を比較検討することができる。『大越史記全書』は突き合わせられる史料に乏しいが、李紀は『大越史略』の存在によって多角的分析が可能な部分である。そこで今回は、『大越史記全書』本紀の中でも、特に李紀に範囲を限定して論証を進めていきたい。

二、『大越史記全書』の上表

『大越史記全書』巻首には、その編纂にまつわる文章が附録されている。まずはその中から、叙述方法に関して言及した部分を確認していきたい。『大越史記全書』巻首に附されている呉士連「擬進大越史記全書表」⁸⁾に、

效馬史之編年，第慙補綴，法麟經之比事，敢望謹嚴。

司馬遷『史記』本紀の編年方法を見倣ったものの、ただの付け足しに墮してはいないかと恥ずかしく思う。『春秋』の事件を順序立てて述べる方法を採用して、慎重に厳密であることを果敢に標榜した。

とある。まず引用の前半に注目すると『大越史記全書』は、馬史つまり司馬遷『史記』の編年体を見倣ったという⁹⁾。『史記』はその総体としては紀伝体を採用し、一方の『大越史記全

7) 『大越史記全書』と『大越史略』との関係は、陳荊和「解題 大越史略—その内容と編者—」、陳荊和編校『校合本大越史略』創価大学アジア研究所・1987年に論じられている。また『大越史略』のテキストには、この『校合本大越史略』を使用した。

8) 拙訳「訳注大越史記全書(1)巻首」、『経済科学研究』25(1)、広島修道大学ひろしま未来協創センター・2021年において全文を訳出した。

9) 馬史について、山本達郎「越史略と大越史記」、『東洋学報』32(4)、東洋文庫・1950年は438頁で、司馬光『資治通鑑』を指すとす。蓮田隆志「『大越史記本紀続編』研究ノート」、『アジア・アフリカ言語文化研究』66、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・2003年も300頁で、『大

書』は編年体を採用する。つまり『大越史記全書』は、『史記』を構成する一部分である本紀の編年体を見做ったと理解しなければならない。正和本が巻頭書名を『大越史記本紀全書』とすることからも分かるように、『大越史記全書』は、『史記』本紀を模範とした帝紀なのである。

引用の後半に「法麟經之比事（『春秋』の事件を順序立てて述べる方法を採用した）」とあることから、『大越史記全書』の条文は、麟經つまり『春秋』の叙述方法を模範としていることになる。比事については、『礼記』経解に、

屬辭比事，『春秋』教也。

文章を書き連ね事件を順序立てて述べるのは、『春秋』の教えである¹⁰⁾。

とある。以上のように呉士連の上表によれば、『大越史記全書』は全体としては『史記』本紀の編年体を模範とし、それぞれの条文は『春秋』の叙述方法を模範としていることになる。

ここで指摘しておかなければならないのは、上表の先に引用した部分は厳密な対句を構成し、馬史・麟經はどちらも動物と典籍の組み合わせになるよう工夫を凝らしてあり、事実よりも修辞に重きを置いている可能性が大いにあり得る点である。実際に、『大越史記全書』は、直接には『資治通鑑綱目』を模範とし、『資治通鑑綱目』を通じて『春秋左氏伝』をも模範とすることを、拙論において最終的に明らかにしたい。模範として経書のひとつである『春秋』を持ち出すことで、上表にふさわしい言葉の重みが加わるのだと言える。

ひとまず次章では、『大越史記全書』の条文は、『春秋』の叙述方法をどのように模範とするのかを検討することにしたい。

三、『春秋左氏伝』の初と『大越史記全書』

そもそも『大越史記全書』は、『春秋』のどのような叙述方法を模範としているのか。『大越史記全書』の条文が、その叙述の模範とするのは、『春秋』三伝の中でも、とくに『春秋左氏伝』であると見なせる。以下では、そのことをひとつずつ確認していくことにしたい。

まずは前提となる『春秋左氏伝』の叙述方法について、確認するところからはじめたい。今回は特に『春秋左氏伝』の「初」に焦点をしばった考察をおこないたい。『春秋左氏伝』隠公元年に、

↙ 越史記全書』は『資治通鑑』に倣うという。ただし蓮田隆志は、書評「孫曉（主編）『標点校勘本大越史記全書』」、『環東アジア研究』10、新潟大学コアステーション人文社会・教育科学系付置環東アジア研究センター・2017年の95頁において、前説を訂正し、馬史は司馬遷『史記』を指すとする。

10) 『礼記』の和訳には、『礼記』明治書院・1971-1979年を参考にした。

〔經〕 夏五月，鄭伯克段于鄆。

夏五月，鄭伯（莊公）が鄆において弟の段と戦い，勝利した。

〔伝〕 初，鄭武公娶于申，曰武姜。生莊公及共叔段。莊公寤生，驚姜氏。故名曰寤生，遂惡之。愛共叔段，欲立之。

さかのぼること，鄭の武公は申国から武姜という夫人を迎えた。武姜は莊公と共叔段を生んだ。莊公はさかごで生まれ，武姜を驚かせたので，寤生と名付けられた。武姜は共叔段を偏愛し，彼を後継ぎにしたいと思った¹¹⁾。

とあり，楊伯峻『春秋左伝注（修訂本）』中華書局・1990年は，「初，乃表追叙前事副詞（初は，以前の出来事を後から述べることを示す副詞である）」という。また郭院林「『左伝』“伝述”考論」（『国学学刊』2020年第2期・中国人民大学）の統計によれば，『春秋左氏伝』には「初」を目印に追述をはじめめる例が，101例ある¹²⁾。

『春秋左氏伝』は「初」を目印に追述をはじめ，『大越史記全書』はこの叙述方法を模範とする。たとえば貞符四年（1179年）に，

太尉蘇憲誠卒。帝減膳三日，輟朝六日。初，憲誠寢疾，參知政事武贇唐夙夜侍側，諫議大夫陳忠佐以他故不暇存問。及疾篤，太后親臨，問曰「如有不諱，誰可代者」。對曰「忠佐可」。太后曰「贇唐日侍湯藥，公言不及，何也」。對曰「陛下問其可代，故臣以忠佐對，如問侍養，非贇唐而誰」。太后嘉其忠，而不用其言。

太尉の蘇憲誠が死んだ。高宗皇帝は三日間おかずを減らし，六日間朝見を中止した。さかのぼること，蘇憲誠が病気で寝込んでしまうと，參知政事の武贇唐は昼夜つきっきりで，諫議大夫の陳忠佐の方はほかの用事で，お見舞いに行く時間がなかった。容体が悪くなると，皇太后が直々にお出ましになって，こう訊ねた「もしものことがあったら，あなたの代わりは誰がつとめますか」。蘇憲誠はこう答えた「陳忠佐なら大丈夫でしょう」。皇太后は「武贇唐が毎日看病しているのに，彼の名前を出さないなんて，どうしてなの」と言った。蘇憲誠は答えた「陛下が代役を訊ねたので，わたくしは陳忠佐とお答えしたまでです。もしも世話人をお訊ねならば，武贇唐において他にいないでしょう」。皇太后は蘇憲誠の忠心を褒め称えたが，彼の意見は聞かなかった。

11) 『春秋左氏伝』の和訳には，『春秋左氏伝』明治書院・1971-1981年，『春秋左氏伝』筑摩書房・1976年，『左伝』徳間書店・1993年，『春秋左氏伝』岩波書店・1988-1989年を参考にした。

12) 『春秋左氏伝』明治書院・1971-1981年の51頁にある語釈にも「初 その時より以前にさかのぼって，事の由来をしるすときに用いる語。その昔，これより以前に，という意。左伝の常套語」という。

とある。まず蘇憲誠の死を簡明に記録し、「初」を目印に、時間をさかのぼり蘇憲誠が今わの際に残した対話を詳述する。

このように『大越史記全書』は、「初」を目印として時間をさかのぼり先立つ事情を語り始めることがあり¹³⁾、この点について『春秋左氏伝』の叙述方法を模範にしていると指摘できる。

四、『資治通鑑綱目』の先是と『大越史記全書』

前章で検証したように、『春秋左氏伝』は、「初」を目印に先立つ事情を語り始め、『大越史記全書』はこれを模範とする。『大越史記全書』は、「初」に加えて、「先是」を目印に時間をさかのぼり先立つ事情を解説する場合もある。たとえば乾符有道二年（1040年）の条文に、

冬十月，設羅漢會于龍墀，大赦，免流人罪，復徒人之法，及天下稅錢之半。先是，帝令工匠造雕佛千餘像畫佛千餘軸賣幡萬餘頂。至是工畢慶成也。

冬十月、龍墀において羅漢会を挙行した。大赦を施して、流刑の罪・労役の義務、また全国で納税の半額を免除した。これに先立つこと、太宗皇帝は、職人に仏像を千体あまり・仏画を千軸あまり・のほりを一万枚あまり製作させていた。この時、工程の完了を祝ったのである。

とあるように、まず羅漢会の開催などの大綱が示される。そして目印の「先是」以下で、時間をさかのぼり、羅漢会の開催に至った理由を解説する。

『春秋左氏伝』には、「先是」を目印に先立つ事情を述べる例は見られない。さて、ここで取り上げたいのが、『資治通鑑綱目』には、「先是」を目印に先立つ事情を述べる例が存在する点である。この点について、『大越史記全書』は、『資治通鑑綱目』を模範としていることを、以下で論証したい。

ところで『資治通鑑綱目』が、『春秋左氏伝』を模範とすることは、李方子「資治通鑑綱目後序」に、

綱倣春秋而參取群史之良，目倣左氏而稽合諸儒之粹。

大綱は『春秋』を模範として数多の史書から優れたものを選び出し、細目は『左氏伝』を模範として名だたる儒者の精髓を考え合わせた。

13) 『大越史記全書』が「初」を目印に追述をはじめる例は枚挙に暇がない。たとえば、天成元年（1028年）に「開國王叛。初，……（開國王が反乱を起こした。さかのぼること，……）」とあり、通瑞六年（1039年）に「西農首領何文貞以存福叛狀聞。初，……（農存福が起こした反乱の状況について、西農の首領を務める何文貞から報告があった。さかのぼること，……）」とあり、明道元年（1042年）に「頒刑書。初，……（刑法書を頒布した。さかのぼること，……）」とある。

とあることから分かる。『資治通鑑綱目』の大綱は春秋を、細目は左氏伝を模範としているのである。先にも述べたが、この『資治通鑑綱目』は、細目の文頭に「先是」を置いて先立つ事情をのべることがあり、また「初」を置く場合もある。以下に、「初」・「先是」の二例を引用しよう。まず「初」については『資治通鑑綱目』卷三・漢高祖十一年に、

〔綱〕 五月，立故秦南海尉趙佗爲南粵王。

五月，前朝の秦で南海尉をつとめていた趙佗を南粵王とした。

〔目〕 初，秦南海尉任囂病且死。召龍川令趙佗語曰，……

さかのほること，秦の南海尉であった任囂は，病気になって今わの際にあった。龍川令の趙佗を呼び出すとこう語った……

とあり、続いて「先是」については『資治通鑑綱目』卷四十九・唐元和十二年七月に、

〔綱〕 以孔戣爲嶺南節度使。

孔戣を嶺南節度使に任命した。

〔目〕 先是，明州歲貢蚶蛤，水陸遞，夫勞費。華州刺史孔戣奏罷之……

これに先立つこと，明州は毎年ハマグリを朝廷への貢ぎ物にしていたが，水路に陸路にと駅伝して，負担となっていた。そこで華州刺史の孔戣は，これを廃止するよう奏上した……

とある。こうしてみると、『大越史記全書』は、直接には『資治通鑑綱目』を模範としており、『資治通鑑綱目』を通じて『春秋左氏伝』をも模範とする可能性が出てくる。

しかし、この「先是」の一点のみで『資治通鑑綱目』と『大越史記全書』を直接結びつけることはできない。たとえば『資治通鑑』唐徳宗貞元四年夏五月にも、

吐蕃三萬餘騎寇涇邠寧鄜等州。先是，吐蕃常以秋冬入寇，及春多病疫而退……

三万騎あまりの吐蕃軍が涇州・邠州・寧州・鄜州などを侵略した。これに先立つこと，吐蕃はいつも秋冬に来襲し，春に疫病にかかる者が増えて退却していた……

とあるように、「先是」を目印に先立つ事情を述べるのは『資治通鑑綱目』特有のことではない¹⁴⁾。『大越史記全書』と『資治通鑑綱目』とを直接結びつけるためには、さらなる証拠を提示する必要がある。朱熹「資治通鑑綱目序例」に、

大書以提要，而分注以備言。

大書して要点を示し，分注して詳説する。

とあるように、『資治通鑑綱目』は，大綱を大書し，細目は分注として，その境界を明確にする。一方の『大越史記全書』も，巻首に「纂修大越史記全書凡例」¹⁵⁾が附されており，その中に，

一，凡紀本事而涉前後事，本事大書，前後事分註，庶得互見無遺。

一，およそ主題について述べて，その前後の事柄にも話題が及べば，主題は大書して，前後の事柄は分注で示すこととする。これを互いに参照して不足がないようにして欲しい。

との記載がある。つまり『大越史記全書』も元来は，主題は大書し，「初」「先是」以降の本末は分注として，その境界を明確にしていたのである。『大越史記全書』の現存する最も古い版本である正和本では，すでに主題も「初」「先是」以下の本末も，すべて大書しており，その境界はあいまいになっている。正和本以前のどこかの段階で，「初」「先是」以下の本末が分注から大書へと改変されたはずである¹⁶⁾。

『資治通鑑綱目』と『大越史記全書』とは共通して，大綱を大書し，細目を分注としていたと言える。なお『春秋左氏伝』が，経を大書し，伝を分注とすることはない。念のため付け加えれば『資治通鑑』には，そもそも大綱・細目の区別が存在しない。そうであるならば，やはり『大越史記全書』の条文は，直接には『資治通鑑綱目』を模範としており，『資治通鑑綱目』を通じて『春秋左氏伝』をも模範とすると言える。しかし現存する『大越史記全書』は，大綱と細目をどちらも大書していることから，『資治通鑑綱目』を模範とすることが見えにくくなっていると言える。

なお「纂修大越史記全書凡例」には，『資治通鑑綱目』に言及する箇所があり，

一，「趙紀」當北朝漢高・惠・文・景之世，以建亥爲歲首者，庶考之朱子『綱目』，不爲謬矣。

一，「趙紀」は，北朝中国では前漢の高祖・惠帝・文帝・景帝の時代に相当し，夏曆の十月を一

14) 『資治通鑑綱目』『資治通鑑』『春秋左氏伝』の関係については，福谷彬『南宋道学の展開』京都大学学術出版会・2019年の第七章「『資治通鑑綱目』と朱熹の春秋学について」に詳しい。

15) 注5)の拙訳において全文を訳出した。

16) 嶋尾稔「ベトナム通史の起点について」、『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』53号，慶応義塾大学言語文化研究所・2022年は，『大越史記全書』と『資治通鑑綱目』の関係に言及するが，182頁で『大越史記全書』は「本文の記述を綱と目に分けてはいない」という。

年のはじまりとする。この点については、朱熹の『資治通鑑綱目』を参考にして、誤らないようにして欲しい。

とある。この凡例によって、『大越史記全書』が、『資治通鑑綱目』から直接影響を受けていることを確かめることができる。これは『大越史記全書』が、『資治通鑑綱目』の大綱を大書し、細目を分注する体裁を踏襲しているとする拙論の主張を補強する。

さらに付け加えれば、呉士連「大越史記全書外紀序」¹⁷⁾は、

獨胡宗鶯『越史綱目』有作書事慎重而有法，評事切當而不冗，殆亦庶幾。

ただ胡宗鶯の『越史綱目』だけが、記録は慎重で規範があり、批評は的確で冗長にならず、ほとんど理想に近いというべきものであった。

というように、胡宗鶯『越史綱目』を理想的なベトナム史書として挙げる。この『越史綱目』は、書名から綱目体で書かれていたと断定できる。呉士連は『越史綱目』を理想的な史書として掲げ、『大越史記全書』にも綱目体を採用したのだと言える。

五、『資治通鑑綱目』の時と『大越史記全書』

これまでに『大越史記全書』が、主題の後に、「初」「先是」を挿入し、時間をさかのぼり先立つ事情を解説する例を見てきた。ここでは主題の後に挿入される「時」について検討を加えたい。「初」「先是」と同様に、「時」の場合も、『大越史記全書』はまず大綱として事件の概略を述べ、目印である「時」の後で細目として当時の背景を述べるが、それは勢い時間をさかのぼり先立つ理由を解説することになる。そのことが明白な例を、ひとつ確認したい。通瑞元年（1034年）四月の条文に、

是月、改元通瑞元年。時[○]，有嚴寶性范明心二僧焚身盡成七寶。詔以其寶留于長聖寺，供以香火。帝以其異，改元通瑞。

この月から、通瑞元年に改元した。それというのも[○]当時、嚴寶性・范明心という二名の僧侶がおり、火中に身を投ずると全身が七宝になった。詔を下して、その宝物を長聖寺に保管し、灯明とお香をお供えした。太宗皇帝はこの奇跡によって、通瑞に改元することにした。

17) 注8)の拙訳において全文を訳出した。

とある。通瑞に改元したのは、二名の僧侶が焼身供養をおこない七宝になったからであり、目印となる「時」以降で改元に先立つ理由を解説している。このように「時」が挿入される場合、当時の背景を解説するが、勢い時間をさかのぼり先立つ事情が提示される。「初」「先是」と同様に、「時」も時間をさかのぼった叙述がはじまる目印となる。

「時」を目印に、当時の事情を解説し始める例は、『春秋左氏伝』には見られない。しかし、『資治通鑑綱目』からは例を挙げることができる。『資治通鑑綱目』卷三十六上・隋開皇十二年に、

〔綱〕 遣使均田。

使者に田地を分配させた。

〔目〕 時[○]、天下戸口歲増、京輔及三河地少而人衆、衣食不給。帝乃發使四出均天下之田……それというのも[○]当時[○]、天下の人口は年々増加しており、国都や河東・河南・河北では土地は少なく人口は多く、衣食に事欠くありさまだった。皇帝はそこで使者を各地へ派遣し田地を分配させた……

とある。このことから、やはり『大越史記全書』の条文が直接模範とするのは、『春秋左氏伝』ではなく『資治通鑑綱目』であると言える。『資治通鑑綱目』は、細目を必ず「初」「先是」「時」のような明確な目印を置いてはじめるわけではない。それでも細目が分注となっていることによって、大綱・細目の境界ははっきりしている。『大越史記全書』にも、「初」「先是」「時」などの明確な目印をおかずに、細目をはじめる条文があるはずであるが、正和本では大綱・細目をどちらも大書していることから、その境界は模糊としている。

『大越史記全書』の条文で、大綱の後に目印として「時」を置く場合、まず結果を述べて、後から原因を指摘することに注意して読解しなければならないことが分かった。その文脈を読み取りにくい場合もあり、たとえば仁宗の会豊六年（1097年）に、

秋八月、星晝見。時[○]、天下豊登、太后多興造佛寺。

秋八月、昼間に星が出現した。それというのも[○]当時[○]、天下の豊作によって、皇太后が仏寺を多く建立したためである¹⁸⁾。

18) 注1)の『Đại Việt sử ký toàn thư』は正和本の影印とともにベトナム語訳も載せる。そのベトナム語訳は「Sao mọc ban ngày. Bảy giờ trong nước giàu đủ, Thái hậu làm nhiều chùa Phật (昼間に星が出現した。その当時、国内は十分に豊かで、皇太后は多くの仏寺を建立した)」となっており、前後の因果関係までは訳出していない。

とあるが、これまで検討してきた『大越史記全書』の叙述方式に従えば、前半の大綱に対して、「時」以降が細目となって、当時の背景を解説し、勢い時間をさかのぼり先立つ事情を述べていると理解すべきである。『漢書』高后本紀は、三年秋と六年春に「星昼見（昼間に星が出現した）」と記録している。『漢書』も『大越史記全書』も、皇太后による専横の結果、天が警告を発して、昼間に星を出現させたという文脈で理解できる¹⁹⁾。『大越史記全書』は儒教の立場によって書かれているので、仏教に対しては批判的な言論を展開し、たとえば『大越史記全書』は仁宗を評して、

惜其慕浮屠，好祥瑞，爲盛德之累耳。

残念な点は、仏教を愛好して縁起を担いだのが、玉に瑕であった。

と言う。ここも仁宗の母である靈仁皇太后が豊作にかこつけて仏寺を乱造したので、天が警告を発するため、昼間に星を出現させたと理解できる。

ちなみに『大越史略』会豊六年（1097年）の方は、

秋八月，白日星見，赦都護府囚人。

秋八月，昼間に星が出現したので，都護府の囚人に大赦を施した。

としており、まず原因として昼間に星が出現したことを述べ、その結果として囚人に大赦を施したことを言い、原因そして結果という叙述方式になっている。『大越史略』の記述からは、昼間に星が出現することは天の警告であり、それに応えて大赦を施したことが窺える。これによってベトナムの史書においても、昼間に星が出現することは天の警告と捉えられていることが分かる。

このように『大越史記全書』会豊六年の条文などは、前後の文脈を捕捉しにくいのが、『大越史記全書』の綱目による叙述方法を前提として、読解をおこなう必要がある。

六、おわりに

最後に、これまで述べてきたところをまとめたい。『大越史記全書』は、全体としては『史記』本紀を標榜し、編年体の帝紀の形を採る。細部としての各条文は、上表では『春秋』に

19) 『隋書』天文志・星雜変に「一曰星晝見。…星與日爭光，武且弱，文且強，女子爲王（その一，星が昼間に出現する。…星と太陽とが光を争い，武が弱勢となり，文が強勢となり，女が王となる）」とある。

言及するものの、直接には『資治通鑑綱目』の大綱・細目の関係を模範とする。条文は、まず大綱を置き、その後で「初」「先是」「時」が目印となって細目が始まる。

『大越史記全書』元来の体裁では、大綱は大書して、細目は分注としていた。これは『資治通鑑綱目』の体裁を踏襲している。『大越史記全書』の現存する最古の版本である正和本では、大綱も細目も大書に改変されており、その境界はあいまいになっている。『資治通鑑綱目』と同様に、『大越史記全書』も、「初」「先是」「時」などの明確な目印をおかずに、細目をはじめる条文があるはずであるが、正和本では大綱・細目をどちらも大書していることから、その境界が見分けにくくなっている。

『大越史記全書』の大綱・細目の境界を可能な限り復元する研究を、今後おこなっていく必要があるだろう。それには『大越史記全書』の精緻な読解が必要になる。これまで我々は、『大越史記全書』の文体を十分に検討しないまま、これを軽率に利用してきてしまったといえる。これまでの『大越史記全書』を利用した研究は、『大越史記全書』が綱目体で書かれているという観点から文脈を読み直した際に、その論旨に齟齬が生じないか、一度点検を経る必要がある。

また『欽定越史通鑑綱目』は、建福元年（1884年）の進呈表を巻首に持ち、書名の通り綱目体を採用する。『欽定越史通鑑綱目』は、『大越史記全書』を基礎として、その条文を大綱と細目に分けるが、大綱に対して細目を一段下げること、その境界を明確にしている²⁰⁾。

『欽定越史通鑑綱目』が参考にした『大越史記全書』が、正和本よりも古い、大綱は大書し細目は分注とする原貌を保ったものだったとすれば、『欽定越史通鑑綱目』によって残された『大越史記全書』における綱目の境界は貴重だと言える。あるいは『欽定越史通鑑綱目』が参考にした版本も、現在我々が見られるのと同じ正和本以降のもので、すでに大綱も細目も大書されたものだったのであれば、『欽定越史通鑑綱目』が加えた綱目の境界はかなり恣意的なものだと言える。この点を解明できれば、『大越史記全書』の研究はさらに前進するだろう。

※これはJSPS 科研費・基盤研究(C)「ベトナム漢文学の研究」課題番号：JP21K00468の助成をうけたものである。

20) 『欽定越史通鑑綱目』については、曾徳議・左栄全「《欽定越史通鑑綱目》の史学価値」、『東南亜南亜研究』2017年1期・東南亜南亜研究編輯部に詳しい。